

お知らせします



【情報館】●特にことわりのないものは12月1日㈬から申し込みを受け付けます。

●費用等の記載がないものは無料です。

対象 中小企業経営者（個人・法人問わず）

◎当日先着順です。直接会場へお越しください。また、来場者が多数の場合、相談時間の制限があります。

問い合わせ 商工労政課（☎2299-891）
8-91-55・FAX2299-891
62)

運動実施期間 12月15日㈬～平成17年1月3日㈪
重点目標 ▼夕暮れ・夜間の交通事故の追放
防止▼飲酒運転などの無謀運転

問い合わせ 交通安全課（☎2299-9140・FAX2299-9140
8-91-40・FAX2299-9140
62)

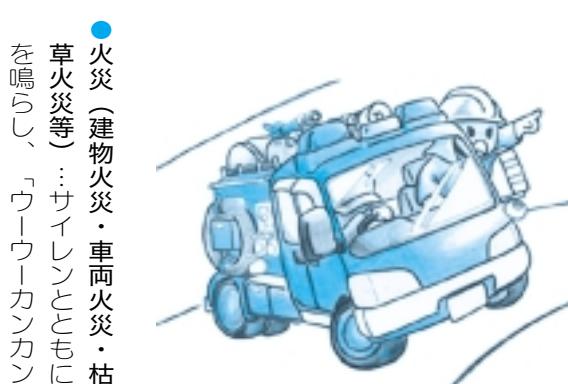
国民健康保険税の夜間・休日特別納税相談窓口を開設します

納税できますので、ご利用ください。
期間中は、電話による納税相談も受け付けています。分割納付などができますので、ご相談ください。

◎災害や事情により、保険税の減額や免除が認められることがあります。
とき ▼夜間：12月13日㈪～17日（金）午後5時～8時 ▼休日：12月19日（金）午前8時30分～午後5時
とこ 市役所1階・国保年金課
問い合わせ 国保年金課（☎2299-61）
8-9-1331・FAX2299-61
61)

中小企業経営者向け金融・経営無料相談会の「あんない」

埼玉県信用保証協会の職員（中小企業診断士）による、金融・経営全般にかかる相談会です。資金調達や事業経営について、「ご相談ください」とき 12月3日㈮、平成17年1月7日（金）いずれも午後1時30分～4時30分
◎原則として、毎月第1金曜日に開催しています。



火災のときは
「ウーハー カンカン」に

消防本部では、市民の皆さん災害の種別を認識できるよう、11月9日よりの消防車のサイレン音を、火災とそれ以外のものにわかりやすく区分しました。

問い合わせ 情報統計課（☎2299-9130）
8-9-0336・FAX2299-9130
53)

「製造事業所の皆さんへ
統計調査にご協力ください」

12月31日現在で、製造事業所の実態を調査する「平成16年工業統計調査」を行います。12月から来年の1月にかけて調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

なお、調査票に記入していただき内容については、統計法に基づき秘密を厳守しますので、数字などを正確に記入ください。

問い合わせ 情報統計課（☎2299-9140）
8-9-0336・FAX2299-9140
53)

固定資産税・都市計画税の課税に関するお知らせ

■住宅建て替え中に1月1日を迎える土地の所有者の方へ
平成17年1月1日（賦課期日）において住宅を建て替え中（未完成）の土地で、次の①～⑥の要件をすべて満たす土地については、住宅用地としての軽減措置を継続します。該当する方は申告してください。

- ①平成16年1月1日に住宅があったこと（住宅用地であったこと）
- ②平成17年1月1日に住宅の建て替え工事に着手していること
- ③平成17年12月31までに住宅が完成すること
- ④原則として、建て替えの前後で敷地が同じであること
- ⑤原則として、平成16年1月1日と17年1月1日の土地所有者が同じであること（共有となつても可）
- ⑥原則として、平成16年1月1日と17年1月1日の住宅所有者が同じであること（共有となつても可）

■住宅用地に係る軽減措置

- ・小規模住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の6分の1、都市計画税は3分の1を上限とします。
- ・一般住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の3分の1、都市計画税は3分の2を上限とします。
- ◎小規模住宅用地とは、住宅用地のうち200m²までの部分をいい、一般住宅用地とは200m²を超える部分で、家屋の床面積の10倍までの部分をいいます。

■家屋調査

市では、平成16年中に建物（車庫、物置等を含む）を新築・増築または取り壊した方を対象に、固定資産税のための家屋調査を実施しています。調査がお済みでない方は、資産税課へご連絡ください。評価補助員証を携行した調査員が伺います。家屋調査へのご協力をお願いします。

◎この調査は、地方税法第408条（固定資産の実地調査）に基づく実地調査です。

■平成17年度償却資産の申告

固定資産税は、土地や家屋のほかに事業用資産（償却資産）も課税の対象となります。市内で事業をしている方は、平成17年1月1日現在所有している事業用資産（償却資産）について申告書を作成のうえ、資産税課へ提出してください（郵送可）。

12月20日㈪までに申告書が届かない場合は、ご連絡ください。また、法定申告期限は1月末日（土・日曜日、祝休日の場合はその翌日）となっていますが、事務処理の都合上、平成17年1月20日㈭までに申告くださるようご協力をお願いします。

申告先・問い合わせ 市役所2階・資産税課（〒359-8501・並木1-1-1／☎2998-9068・FAX2998-9409）

下水道排水設備指定工事を指定しました

次回の工事店を10月1日付けで、所沢市下水道排水設備指定工事店に指定しました。

●救助などそれ以外の災害…これまでのサイレンのみ、「ウーハー」でのサイレンのみ、「ウーハー」

問い合わせ 消防本部警防課（☎2299-5117・FAX2299-2241・5100）

●固定資産税・都市計画税の課税に関するお知らせ

■住宅建て替え中に1月1日を迎える土地の所有者の方へ
平成17年1月1日（賦課期日）において住宅を建て替え中（未完成）の土地で、次の①～⑥の要件をすべて満たす土地については、住宅用地としての軽減措置を継続します。該当する方は申告してください。

- ①平成16年1月1日に住宅があったこと（住宅用地であったこと）
- ②平成17年1月1日に住宅の建て替え工事に着手していること
- ③平成17年12月31までに住宅が完成すること
- ④原則として、建て替えの前後で敷地が同じであること
- ⑤原則として、平成16年1月1日と17年1月1日の土地所有者が同じであること（共有となつても可）
- ⑥原則として、平成16年1月1日と17年1月1日の住宅所有者が同じであること（共有となつても可）

■住宅用地に係る軽減措置

- ・小規模住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の6分の1、都市計画税は3分の1を上限とします。
- ・一般住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の3分の1、都市計画税は3分の2を上限とします。
- ◎小規模住宅用地とは、住宅用地のうち200m²までの部分をいい、一般住宅用地とは200m²を超える部分で、家屋の床面積の10倍までの部分をいいます。

■家屋調査

市では、平成16年中に建物（車庫、物置等を含む）を新築・増築または取り壊した方を対象に、固定資産税のための家屋調査を実施しています。調査がお済みでない方は、資産税課へご連絡ください。評価補助員証を携行した調査員が伺います。家屋調査へのご協力をお願いします。

◎この調査は、地方税法第408条（固定資産の実地調査）に基づく実地調査です。

■平成17年度償却資産の申告

固定資産税は、土地や家屋のほかに事業用資産（償却資産）も課税の対象となります。市内で事業をしている方は、平成17年1月1日現在所有している事業用資産（償却資産）について申告書を作成のうえ、資産税課へ提出してください（郵送可）。

12月20日㈪までに申告書が届かない場合は、ご連絡ください。また、法定申告期限は1月末日（土・日曜日、祝休日の場合はその翌日）となっていますが、事務処理の都合上、平成17年1月20日㈭までに申告くださるようご協力をお願いします。

申告先・問い合わせ 市役所2階・資産税課（〒359-8501・並木1-1-1／☎2998-9068・FAX2998-9409）

年末年始のごみ収集および搬入

年末のごみ収集は、12月30日㈭までで通常どおり収集します。年始のごみ収集は、1月4日㈫から通常どおり収集します。

●年始のごみ収集および搬入

年末の12月29日㈬、30日㈭は大変込みますが、クリーンセンターにごみを運び入れる場合も、収集と同じ日程でごみの受け入れをします。なお、み込みますので、できるだけ早い時期に搬入していただくようお願いします。

問い合わせ 環境総務課（☎2299-6103・FAX2299-6103
8-9-1333・FAX2299-6103
94）

●年末年始のごみ収集および搬入

年末の12月29日㈬、30日㈭は大変込みますが、クリーンセンターにごみを運び入れる場合も、収集と同じ日程でごみの受け入れをします。なお、み込みますので、できるだけ早い時期に搬入していただくようお願いします。

問い合わせ 環境総務課（☎2299-6103・FAX2299-6103
8-9-1333・FAX2299-6103
94）

●年末年始のごみ収集および搬入

年末の12月29日㈬、30日㈭は大変込みますが、クリーンセンターにごみを運び入れる場合も、収集と同じ日程でごみの受け入れをします。なお、み込みますので、できるだけ早い時期に搬入していただくようお願いします。

問い合わせ 環境総務課（☎2299-6103・FAX2299-6103
8-9-1333・FAX2299-6103
94）

●年末年始のごみ収集および搬入

年末の12月29日㈬、30日

問い合わせ 環境総務課（☎2299-6103・FAX2299-6103
8-9-1333・FAX2299-6103
94）

●年末年始のごみ収集および搬入

年末の12月29日㈬、30日